

(3) 誘導施設の設定

1) 誘導すべき施設の基本的な考え

まちづくりの方針（ターゲット）及び必要な施策・誘導方針（ストーリー）を基にした、誘導すべき施設の基本的な考え方は以下のとおりです。

【誘導すべき施設の基本的な考え方】

- 都市機能誘導区域は、市域全体への生活サービス提供基地としての役割を果たすために、高次・大規模な都市機能を誘導施設として設定する。
- 高齢者や子育て世帯をターゲットに、安心して、暮らしやすい生活環境を確保するための都市機能を誘導施設として設定する。
- 市内各地、市外との行き来が確保できるよう、公共交通ネットワークのハブとなる交通拠点を誘導施設として設定する。

2) 誘導施設の設定

都市機能誘導区域に誘導していく施設を以下のとおり設定します。

※誘導：都市機能誘導区域内に当該機能がなく、新たに誘導すべきもの
 ※維持：都市機能誘導区域内に当該機能があり、今後も維持すべきもの

区分	誘導施設	定義	誘導の考え方
(1) 商業施設	小売業	日本標準産業分類「56 各種商品小売業」「57 織物・衣服・身の回り品小売業」「58 飲食料品小売業」「59 機械器具小売業」「60 その他の小売業」に分類される事業所のうち、「管理、補助的経済活動を行う事業所」以外の事業所で、法人格を持ち、延べ床面積が 5,000 m ² 以上の店舗	維持
(2) 医療施設	診療所	医療法第 1 条の 5 の 2 項に該当する施設	維持
	病院	医療法第 1 条の 5 の 1 項に該当する施設	維持
(3) 福祉施設	—	—	—
(4) 子育て支援施設	—	—	—
(5) 学校教育施設	—	—	—
(6) 行政施設	市役所	豊後高田市役所高田庁舎	維持
	保健所	大分県北部保健所豊後高田保健部	維持
	消防署	豊後高田市消防署	維持
	警察署	豊後高田警察署	維持
	公民館	公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年 6 月 6 日 文部科学省告示第 112 号）に定める機能を満たす施設	維持
	集会施設	豊後高田市隣保館・児童館、豊後高田市桂川ふれあいセンター、豊後高田市勤労青少年ホーム	維持
(7) 文化施設	図書館	図書館法第 2 条に該当する施設	維持
(8) 金融機関	金融機関	日本標準産業分類「622 銀行(中央銀行を除く)」「631 中小企業等金融業」「632 農林水産金融業」に該当する施設	維持
(9) 交通拠点施設	交通結節拠点	自動車ターミナル法第 2 条 6 項で定めるバスターミナルに該当する施設	維持